

日進市姉妹・友好都市との提携後の交流経過について

年月日	訪問・受入	内容	人数	備考
平成19年3月31日～4月7日(8日間)	受入	姉妹・友好都市提携調印式のため 訪問団来日 岩崎城春祭り、商工会、ライオンズクラブとの懇談会、知事表敬訪問、 ウエルカムパーティー等 4月4日 姉妹都市/地域提携調印・記念式典	9	オーエンズボロ市・デーヴィス郡・ オハイオ郡訪問団9名
平成19年10月22日～10月27日(6日間)	訪問	提携後初の市民代表の交流訪問	9	姉妹・友好都市委員7名 職員2名
平成20年9月26日～9月29日(4日間)	受入	提携後初のオーエンズボロ市地域からの訪問。 市長、議長、副議長との会談 市内視察、名古屋市内視察 ウエルカムパーティー	1	姉妹都市事務局長
平成20年10月21日～10月28日(9日間)	訪問	デーヴィス郡(オーエンズボロ市)にある4つの高等学校を視察し、 姉妹校提携先の模索	2	中部大学第一高等学校藤本校長 事務員1名
平成21年6月21日～6月28日(8日間)	受入	中部大学第一高等学校との 姉妹校提携に向けてのデーヴィスカウンティ高等学校の訪問団 6月24日 市長表敬訪問 市としての対応は、表敬訪問のみ	4	校長、教員3名、 姉妹都市事務局長
平成21年11月4日～11月11日(8日間)	訪問	中部第一高等学校とデーヴィスカウンティ高等学校の姉妹校提携 11月5日 姉妹校提携調印	3	校長、他2名
平成22年6月7日	訪問	名古屋外国語大学とブレシア大学との国際交流協定の合意 平成22年10月20日 両大学長署名により協定を締結	1	職員1
平成22年6月8日～6月17日(10日間)	受入	デーヴィスカウンティ高等学校から 中部第一高等学校へ訪問 6月10日 市長表敬訪問 市としての対応は、表敬訪問のみ	10 9	生徒7名、教員2名 中部大学第一高等学校3名 姉妹都市事務局長 姉妹都市事務局長以外
平成22年8月24日～9月3日(11日間)	訪問	中部大学第一高等学校から デーヴィスカウンティ高等学校へ訪問	5	生徒3名 教員2名
平成22年11月1日～11月7日(7日間)	訪問	国際交流協会会員が初の市民交流訪問	5	会員5名

日進市・木祖村20周年のあゆみ



1 交流の歴史

昭和59年に、木祖村の商工会青年部が日進町を研修訪問したのがきっかけです。木祖村、日進町のそれぞれに事情は違っていましたが、「地域の再生・再活性」という共通の課題を持っており、意気投合した若者たちの輪は急速に広まっていきました。

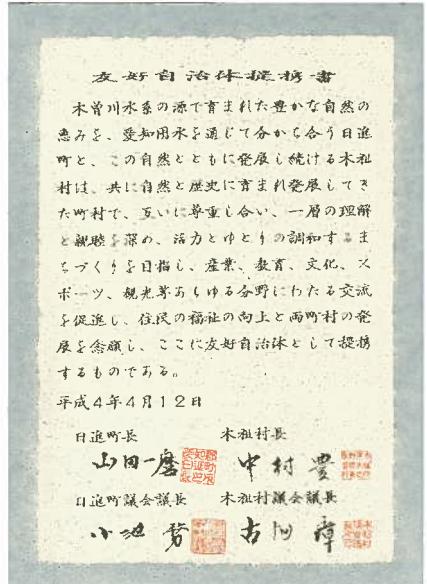
平成元年、日進町と木祖村の商工会が友好姉妹提携を結び、それと共に、町村同士の交流もはじまりました。産業・教育・文化・スポーツなど、さまざまなところで交流が広がり、平成4年4月12日、日進町と木祖村は「友好自治体提携」を結び、本年で提携20周年となりました。

2 「平成日進の森林」分収造林事業

平成5年4月に、林野庁長野営林局と日進町の間で、分収造林契約を結んだことから始まり、味噌川ダム左岸の国有林（約32ha）で、森林保護や水源滋養を目的として分収造林事業を行っており、全国的にも稀なケースとなっています。

「自分で使う水は自分で守る」ための森づくりに理解を示し、毎年多くの市民が村を訪れ、植林や育林に汗を流し、村民との交流を深めています。

平成5年から平成10年にかけて、約95,000本のヒノキを植え、森林の保全、育樹活動を行いながら木曽川上流の水源を守り、80年後には、育樹したヒノキを森林資源として利用していくこうという事業です。



3 友好提携自治体災害時相互応援に関する協定

平成19年5月27日に、地震や集中豪雨災害等が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策として必要な、食糧・飲料水等の物資や車両等の資材の提供、職員の派遣をする「友好提携自治体災害時相互応援に関する協定」を結びました。



3 木祖村との主な交流事業

- ・サマーキャンプ in KISOGAWA (平成 8 年度から)
- ・市民・村民参加による植樹祭 (平成 11 年度から育樹祭)
- ・小学校野外活動 (キャンプ)
 - 相野山小学校 (平成 14 年度から)
 - 東小学校 (平成 20 年度から)
 - 赤池小学校 (平成 20 年度から)
- ・商工会青年部・女性部による交流
- ・日進市の鳴子踊りと木祖村の鳴子踊りとの交流
- ・少年野球木祖村合宿・交流試合、中学生野球交流
親善試合
- ・木祖村が実施するお祭りや行事等への参加
(やぶはら高原ハーフマラソン大会、木曽川源流夏まつり等)
- ・木祖中学校と市内中学校との交流演奏会 (平成 19 年度から)
- ・日進市や日進市商工会が実施するお祭りや行事等への参加
(にっしん夢まつり、にっしん市民まつり、にっしんわいわいマラソンウォーク大会等)



4 木祖村との「果流」

「果流（こうりゅう）」は、日進市で収穫した米「夢まつり」と、木曽川源流の水を使って、村にあります酒造元にて造られた特別純米酒です。果流の「果」は、日進市の「日」と木祖村の「木」を併せた字で「こう」と読みます。日進市と木祖村が、末永く交流できますようにとの願いを込めて名付けられました。味は口当たりも良くフルーティーで芳醇です。

「夢まつり」…平成 22 年から日進市で作付けされている新種米



5 木祖村宿泊利用助成制度

友好自治体の長野県木祖村の宿泊施設（観光協会加盟）を利用（宿泊）される方を対象にした宿泊施設利用助成制度があります。

この制度は、観光や保養をきっかけとして木祖村の方（個人・団体）との交流につなげていただけるよう助成しているものです。

対象者: 日進市内在住の方、日進市内の事業所に勤務されている方及びその被扶養者の方。

申請方法 :

- 1 宿泊予定の施設へ予約
- 2 市役所へ宿泊日の 2 ヶ月前から 7 日前までに助成申請書を提出
在勤の方は、勤務証明書も必要です。
(申請書は日進市役所 2 階市民協働課窓口にあります)
- 3 利用助成券の発行
- 4 宿泊施設で助成券分を差引いて宿泊費支払い



問い合わせ : 日進市市民協働課

(TEL:0561-73-3194 FAX:0561-72-4603 メール:kyoudou@city.nisshin.lg.jp)

日進市・木祖村友好自治体提携20周年記念事業

●日進市・木祖村合同20周年記念植樹祭（5月12日（土）～13日（日））

参加者 37名（日進市民15、議員4、中学生5、職員等13）

平成日進の森林に山もみじ400本、栗150本を植樹。また、つる切り等育樹活動を行う。



●日進を味わう学校給食の日

（9月27日（木）・28日（金））

市内全保育園（27日）、市内全小中学校（28日）にて日進を味わう日の給食メニューに木祖村産白菜を取り入れた。

メニュー：白菜のゆかり和え（保育園）

白菜の即席漬け（小中学校）



●にっしん市民まつりステージイベント（11月11日（日））

◆日進市・木祖村友好自治体提携20周年記念式典

日進市と木祖村の友好自治体提携の経緯説明、鏡割り等



◆上野和彦ヘアファッションショー&小沢亜貴子ヴォーカルショー

長野県木祖村のふるさと大使でもある上野和彦氏が木祖村特産品の「お六櫛」を使ったヘアファッションショーを開催した。

モデルとして20周年にからめて、日進市と木祖村の今年成人を迎える男女各2名と小学4年生の男女各2名ずつがショーに参加した。



● 20周年記念グッズ配布

記念ピンバッヂ

一合枡

クッキー

各200個を来場者先着各200名に配布。



● 木祖村であい横丁ブース開設

にっしん市民まつり会場内的一角に「木祖村であい横丁」を開設した。

「日進市と木祖村との20周年のあゆみ」と題したパネル展示と日進市と木祖村の市民活動団体と共に開催して、木曽木材を使った工作や木祖村の自然及び四季の写真を展示。



平成 24 年 日進市文化協会 木祖村文化交流会の概要

1 目的 日進市文化協会はこれまで 5 回ほどの文化交流会を開催してきました。

本年度、日進市と木祖村が友好提携 20 周年を迎えることもあり、日進市文化協会も文化交流会を開催し、木祖村の文化に親しみ、日進市の文化を披露するとともに、村民・市民の交流をいたしました。

2 日時 平成 24 年 8 月 4 日（土）・5 日（日）

3 参加人数 100 名（日進市文化協会会員・市役所生涯学習課）

4 交流内容

<8月4日>

- 文化体験
- ・そば打ち体験（木祖村役場の人に指導してもらいながら、ほのぼののハウスでそばうち体験をした。）
 - ・薮原宿散策（木祖村の方に薮原宿の案内をしてもらいながら散策した。）

源流夏祭り参加

源流祭りには芸能連盟（日舞、民踊）と歌謡連盟（木曾のあすなろ）、手工芸連盟（やすき節）から舞台発表をした。新にっしんおどりによる輪踊りや、木祖村の人たちと様々な盆踊りと一緒に踊った。

<8月5日>

- ・木祖村の方に案内してもらいながら奈良井宿散策をした。
- ・こだまの森でバーベキューをした。
- ・きそむら道の駅でとうもろこしの購入をした。

(案)

日進市姉妹・友好都市委員会設置要綱の一部を改正する要綱

平成 24 年 月 日
要 綱 第 60 号

日進市姉妹・友好都市委員会設置要綱（平成 18 年日進市要綱第 60 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員)	(委員)
第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。	第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 略
(3) 略	(3) 略
(4) 公募の市民	(4) 前各号に掲げる者のか、市長が必要と認める者
(5) 前各号に掲げる者のか、市長が必要と認める者	
2 略	2 略

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 号の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。